

夏 季 休 日 契 約

(選 択 約 款)

令和元年 10 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目 次

I	本 則	
1	目 的	1
2	選択約款の変更	1
3	適 用 条 件	1
4	実 施 方 法	1
5	契 約 期 間	2
6	料 金	2
7	計 量	3
8	そ の 他	3
	附 則	5

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、当社が指定する期間において、お客さまに休日の変更または設定をしていただくことにより、当社の電力供給設備の効率的運用を図ることを目的といたします。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、契約期間満了前であっても、この選択約款を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、(1)または(2)により選択約款を変更する場合は、変更内容のみをお客さまにお知らせいたします。

3 適 用 条 件

特定小売供給約款（令和元年8月29日届出。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。）の高压電力Bまたは選択約款の季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける契約電力が500キロワット以上のお客さまで、4（実施方法）による負荷調整を行なうことが可能であって、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

4 実 施 方 法

当社は、お客さまの負荷調整を次により実施していただきます。

(1) 調整対象期間

調整対象期間は、7月1日から9月14日までの期間とし、以下の期間に区

分いたします。

ただし、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、旧暦の7月14日、15日および16日を除きます。

イ 最重負荷期間

7月1日から7月19日まで、9月1日から9月14日までの期間

ロ 重負荷期間

最重負荷期間以外の期間

(2) 調整日

調整日は、お客さまが調整期間に2日以上連続して負荷調整を行なう日とし、お客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(3) 調整電力

調整電力は、お客さまが負荷調整できる電力とし、契約電力の50パーセント以上の値でお客さまと当社との協議によって定めます。

5 契約期間

契約期間は、需給契約締結の日から、4（実施方法）(2)の調整日の末日までといたします。

6 料 金

各月の料金は、高圧電力Bまたは季節別時間帯別電力によって料金として算定された金額から(1)によって算定された各月の割引額を差し引いたものといたします。

(1) 割引額の算定

お客さまが契約にもとづいて実際に負荷調整を行なった場合には、次式により算定した金額を割引額といたします。

$$\begin{aligned} \text{割引額} = & \text{実績調整電力} \times \text{当該月の重負荷期間における調整日数} \times \\ & (2) \text{に定める重負荷期間割引単価} + \text{実績調整電力} \times \text{当該月の} \\ & \text{最重負荷期間における調整日数} \times (2) \text{に定める最重負荷期} \\ & \text{間割引単価} \end{aligned}$$

実績調整電力とは、契約電力から調整日中の最大需要電力（30分平均）を差し引いてえた値といたします。ただし、調整日中の実績調整電力が契約電力の50パーセントを下回る場合は、調整を実施しなかったものとみなし、その実績調整電力は零といたします。

(2) 割引単価

割引単価は、次のとおりといたします。

	重負荷期間	最重負荷期間
1キロワット1日につき	159円50銭	176円00銭

7 計 量

調整日中の実績最大需要電力は、原則として、記録型計量器により計量するものといたします。ただし、記録型計量器の取付けができない場合、調整日の調整開始時および終了時にお客さまと当社が立会いのもと最大需要電力計を検針のうえ決定いたします。

8 そ の 他

(1) 高圧電力Bとして電気の供給を受けるお客さまの場合、供給約款7（需給契約の成立および契約期間）、供給約款41（供給の停止）および供給約款53（解約等）の規定については、次によります。

イ 需給契約の成立および契約期間

(イ) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(ロ) 契約期間は、次によります。

a 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

b 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

c 当社は、bにより需給契約を継続する場合は、継続される契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。

ロ 供給の停止

当社は、供給約款41（供給の停止）に準じて電気の供給を停止することがあります。ただし、供給約款41（供給の停止）(2)および(3)へに定める事項については、適用いたしません。

ハ 解約等

(イ) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめ解約日を予告いたします。

a お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

b お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

c この選択約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この選択約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

d 供給約款41（供給の停止）(3)へによって電気を使用され、当社がその旨を警告しても改めない場合

(ロ) ロによって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(ハ) お客さまが、供給約款51（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

(2) この選択約款に定めのない規定については、供給約款または季節別時間帯別電力の定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は，令和元年10月 1 日から実施いたします。

2 解約についての特別措置

次の地域については，本則 8（その他）(1)ハ(イ)aおよびbにかかわらず，当分の間，お客さまが料金および他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合に，需給契約を解約することがあるものといたします。

うるま市勝連津堅

南城市知念字久高

本部町字瀬底（水納島）

伊 江 村

伊 平 屋 村

伊 是 名 村

渡 嘉 敷 村

座 間 味 村